

# 多子世帯等の保育料軽減について

- **年収約360万円未満世帯**について、現行制度で
  - ・ 1号認定子ども（幼稚園等）については、小学校3年生まで
  - ・ 2・3号認定子ども（保育所等）については、小学校就学前まで
 とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**
- ・ **ひとり親世帯等については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第1子を半額、第2子以降無償化を実施。**

従来

H28年度(案)

## 例1 1号認定子ども（主に幼稚園）

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

対象外	小学校6年生		
※小4以上はカウントしない			
小3 ～ 小1			
5歳	第1子の扱い	保育料満額	
4歳			
3歳	第2子の扱い	保育料半額	
2歳			
1歳			
0歳			

長野市多子世帯保育料軽減事業  
平成27年度から  
**第3子以降の負担軽減実施**

第1子	保育料満額
※多子計算に係る年齢制限なし	
5歳	第2子 保育料満額
4歳	
3歳	第3子 保育料半額
2歳	保育料 月額最大6千円軽減
3歳以上児の場合 年収に関係なく 月額最大6千円軽減	

年収約360万円未満世帯

年収約360万円以上世帯

第2子以降の負担軽減を完全実施

第1子	保育料半額
※多子計算に係る年齢制限を撤廃	
小1～	
5歳	第2子 保育料半額
4歳	
3歳	第3子 保育料無料
2歳	
1歳	
0歳	

※ひとり親世帯等は、第1子を半額、第2子以降の保育料を無償化

従来どおり

## 例2 2・3号認定子ども（主に保育所）

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

対象外	小学校3年生		
※小1以上はカウントしない			
5歳			
4歳	第1子の扱い	保育料満額	
3歳			
2歳	第2子の扱い	保育料半額	
1歳	第3子の扱い	保育料無償	
0歳			

長野市多子世帯保育料軽減事業  
平成27年度から  
**第3子以降の負担軽減実施**

第1子	保育料満額
※多子計算に係る年齢制限なし	
5歳	
4歳	第2子 保育料満額
3歳	保育料 月額最大6千円軽減又は無償
2歳	第3子 保育料半額
1歳	第4子 保育料無償
0歳	

年収約360万円未満世帯

年収約360万円以上世帯

第2子以降の負担軽減を完全実施

第1子	保育料半額
※多子計算に係る年齢制限を撤廃	
小1～	
5歳	
4歳	第2子 保育料半額
3歳	
2歳	第3子 保育料無償
1歳	第4子 保育料無償
0歳	

※ひとり親世帯等は、第1子を半額、第2子以降の保育料を無償化

従来どおり

- 3歳以上児の場合
- ・ 年収に関係なく月額最大6千円軽減
- 3歳未満児の場合
- ・ 年収約640万円未満世帯は無償
  - ・ 上記以外は月額最大6千円軽減